

医政発第1214001号
平成19年12月14日

各都道府県知事 }
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第376号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第149号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第148号）が本日公布、施行されたことに伴い、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第6号）に関し、下記のとおり拡大することとしたので通知する。

記

第1 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務として追加する業務

医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成19年12月14日より、実施することができるものとしたこと。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であって、労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

（1）労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務

- ① 労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合
 - ② 労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合
 - ③ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合
- (2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務
- ① 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合
 - ② 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）

2 定款等の変更

新たに1に掲げる業務を行う場合は、医療法第50条第1項の規定により定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の変更が必要であり、申請の際に医療法施行規則第32条第3項に規定する書類を提出すること。

なお、労働者派遣法に規定する所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

第2 関連する通知の改正

上記改正に伴い、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知）の別表の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号別表)

新	旧
<p>第6号 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none">・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律</u> (昭和60年法律第88号。以下「<u>労働者派遣法</u>」という。) 第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であつて、<u>労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令</u> (昭和61年政令第95号。以下「<u>労働者派遣法施行令</u>」という。) 第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。</p> <p>(1) <u>労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務</u></p> <ul style="list-style-type: none">ア <u>労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合</u>イ <u>労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合</u>ウ <u>労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合</u> <p>(2) <u>労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務</u></p> <ul style="list-style-type: none">エ <u>派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合</u>	<p>第6号 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none">・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 <p>①～⑭ (略)</p>

オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）

【 改 正 後 全 文 】

医政発第0330053号

平成19年3月30日

最終改正 医政発第1214001号

平成19年12月14日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 地 方 厚 生 局 長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日から施行されることとなった。

これに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第93号)が本年3月30日に告示され、同年4月1日から適用することとされたところである。

本改正により、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の医療法人が行うことができる附帯業務のうち、社会福祉事業の実施(第7号)及び有料老人ホームの設置(第8号)については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、医療法人が行うことができる附帯業務を別表のとおり取りまとめたので、附帯業務の実施に関し関係主管部局及び各市町村等との連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、医療法人の附帯業務に係る既往通知(別記)については、本通知で包括したため廃止する。

記

第1 改正の趣旨

医療サービスと福祉・住居サービスの融合により、地域における医療の重要な担い手である医療法人が必要なケアを切れ目なく提供できるよう、法第42条第7号に基づき医療法人が行うことができる社会福祉事業の範囲について必要な見直しを行うと

ともに、法第42条第8号に規定する老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく有料老人ホームの設置を追加するものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、次に掲げる業務を追加することとし、本年4月1日より実施することができるものとしたこと。

なお、従前「保健衛生に関する業務」（法第42条第6号）として行われてきたケアハウスに関しては、今後は法第42条第7号に基づき行われるものであること。

(1) 法第42条第7号関係

① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項中の以下各号に規定する第1種社会福祉事業のうち次に掲げるもの。

ただし、当該附帯業務（(ウ)を除く。）を行うことができるものは社会医療法人に限る。

(ア) 第1号

- ・生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設である宿所提供施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

(イ) 第2号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係）

- ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

(ウ) 第3号（老人福祉法（昭和38年法律第133号）関係）

- ・ケアハウス

(エ) 第3号の2（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）関係）

- ・障害者支援施設を経営する事業

(オ) 第6号（売春防止法（昭和31年法律第118号）関係）

- ・婦人保護施設を経営する事業

(カ) 第7号

- ・授産施設（生活保護法に規定する保護施設である授産施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

② 社会福祉法第2条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

(ア) 第1号

- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

(イ) 第2号（児童福祉法関係）

- ・児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・助産施設又は児童厚生施設を経営する事業
- ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(ウ) 第3号（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）関係）

- ・母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設を経営する事業

(エ) 第4号（老人福祉法関係）

- ・老人福祉センターを経営する事業

(オ) 第5号（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）関係）

- ・身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業
- ・身体障害者の更生相談に応ずる事業

(カ) 第6号（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）関係）

- ・知的障害者の更生相談に応ずる事業

(キ) 第8号

- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

(ク) 第11号

- ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

(ケ) 第12号

- ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第11号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

(コ) 第13号

- ・社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第12号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 法第42条第8号関係

老人福祉法第29条第1項に基づく有料老人ホームの設置

2 留意事項

新たに1に掲げる事業を医療法人（(1)の①に掲げる事業（(ウ)を除く。）は社会医療法人に限る。）が行う場合にあつては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の変更が必要であること。

なお、定款等の変更にあつては、老人福祉法又は社会福祉法その他個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

また、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条第1項の規定により、変更の登記が行われた際は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12の規定により変更の登記の届出が適切に行われるものであること。

(別 記)

- 老人訪問看護事業を行う医療法人について
(平成4年3月31日指第29号)
- 医療法人の付帯業務に係る軽費老人ホーム(ケアハウス)の設置及び運営について
(平成6年2月7日指第9号)
- 訪問看護事業を行う医療法人について
(平成6年9月9日指第62号)
- 介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について
(平成11年6月23日指第46号)
- 介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について
(平成11年7月15日事務連絡)
- 医療法人の附帯業務の拡大について
(平成16年3月31日医政発第0331007号)
- 医療法人の附帯業務の拡大について
(平成17年3月30日医政発第0330002号)
- 医療法人の附帯業務の見直しについて
(平成18年3月31日医政発第0331001号)
- 医療法人の附帯業務の見直しについて
(平成18年9月29日医政発第0929008号)

(別 表)

医療法人の附帯業務について

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。(医療法第42条各号)

なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。

医療法第42条

第1号 医療関係者の養成又は再教育

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

- ・ 研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所(例えば、へき地診療所)等を経営すること。

第4号 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。)を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防運動施設)

- ・ 附置される診療所については、
 - ① 診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。
 - ② 診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。
 - ③ 既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあつては、当該病院又は診療所が疾病予防運動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに診療所を設けなくともよいこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第5号

疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

- ・ 温泉とは温泉法（昭和23年法律125号）第2条第1項に規定するものであること。
- ・ 疾病予防のために温泉を利用させる施設と提携する医療機関は、施設の利用者の健康状態の把握、救急時等の医学的処置等を行うことのできる体制になければならないこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第6号

保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。
 - ① 薬局
 - ② 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）
 - ③ 衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）
 - ④ 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）
 - ⑤ ホームヘルパー養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）
 - ⑥ 難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）
 - ⑦ 乳幼児健康支援一時預かり事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）
 - ⑧ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移

送行為であって次に掲げるもの。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

※ 介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。

※ 道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。

※ いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。

⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

⑩ 助産所（改正法第2条に規定するもの。）

⑪ 歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）

⑫ 福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）

⑬ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置

⑭ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅の設置。ただし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限る。

(1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス

(2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス

(3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

⑮ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であって、労働

者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でない認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

(1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務

ア 労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合

イ 労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合

ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合

(2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務

エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合

オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）

第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

※ 平成19年3月30日厚生労働省告示第93号及び本通知の別添を参照すること。

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項第2号の認定こども園（ただし、保育所型のみ。）の運営は、上記告示の第1に包括されること。

第8号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

留意事項

1. 役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。

2. 第7号については、社会医療法人のみに認められるものがあること。
3. 定款等の変更認可申請とは別に、個別法で定められた所定の手続（許認可、届出等）を要する場合があること。この場合、個別法の手続の前に定款等の変更認可申請をする必要があるが、手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることは、やむを得ないこと。

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け(附帯業務)

・「医療法人」欄の説明・・・「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象

・「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区 分	備 考	
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設						
		更正施設						
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。	
		生計困難者に対する助葬			●	告示		
	児童福祉法	乳児院				●	告示	
		母子生活支援施設				●	告示	
		児童養護施設				●	告示	
		知的障害児施設				●	告示	※1. 各施設ごとに児童福祉法上の指定を受けること。
		知的障害児通園施設				●	告示	
		盲ろうあ児施設				●	告示	※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		肢体不自由児施設				●	告示	
		重症心身障害児施設				●	告示	
			情緒障害児短期治療施設				●	告示
		児童自立支援施設				●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム						
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス				
		軽費老人ホーム(注)				○	告示	(注)ケアハウスのみ可
	障害者自立支援法	障害者支援施設				●	告示	
	売春防止法	婦人保護施設				●	告示	
		授産施設				●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業				●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業	
第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭等供与				○	告示	
		生計困難者に対する生活相談				○	告示	
	児童福祉法	児童自立生活援助事業				○	告示	
		放課後児童健全育成事業				○	告示	
		子育て短期支援事業				○	告示	
		助産施設				○	告示	
		保育所				○	告示	
		児童厚生施設				○	告示	
		児童家庭支援センター						
		児童の福祉増進相談事業				○	告示	
	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業				○	告示	
		寡婦日常生活支援事業				○	告示	母子及び寡婦福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
		母子福祉施設				○	告示	

第二種社会福祉事業	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	<p>※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。</p> <p>※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。</p> <p>例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。）</p> <p>※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行う必要があるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。</p>
			地域密着型サービス事業	夜間対応型訪問介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
			地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護			
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護			
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
	地域密着型介護予防サービス事業		介護予防認知症対応型共同生活介護				
	老人デイサービスセンター			○	告示		
	老人短期入所施設			○	告示		
	老人福祉センター			○	告示		
	老人介護支援センター			○	告示		
	障害者自立支援法	障害福祉サービス事業		○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	
		相談支援事業		○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照	
		移動支援事業		○	告示		
		地域活動支援センター		○	告示		
		福祉ホーム		○	告示		
	身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業		○	告示		
		手話通訳事業		○	告示		
		介助犬訓練事業		○	告示		
		聴導犬訓練事業		○	告示		
		身体障害者福祉センター		○	告示		
補装具製作施設			○	告示			
盲導犬訓練施設			○	告示			
視覚障害者情報提供施設			○	告示			
身体障害者の更生相談事業			○	告示			
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業		○	告示			
障害者自立支援法附則	附則により、従前の例により運営できるとされた精神障害者社会復帰施設		○	告示	・精神障害者生活訓練施設、精神障害者投進施設、精神障害者福祉ホーム（B型）、精神障害者福祉工場で、平成23年度末までの政令で定める日の前日まで存続可能		
	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示			
	生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示			
	生計困難者のための無料・低額診療		○	本来			
	生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設		
	隣保事業		○	告示			
	福祉サービス利用援助事業		○	告示			
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示			

○介護保険法に基づく各事業の位置付け(附帯業務)

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各法	事業名、施設名等	介護保険法	区分	備考	
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健		
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			訪問リハビリテーション			
			居宅療養管理指導			
			通所リハビリテーション			
			短期入所療養介護			
			特定施設入居者生活介護(注)	保健		(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
			福祉用具貸与	保健		
			特定福祉用具販売	保健		
		居宅介護支援事業			保健	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健		
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			介護予防訪問リハビリテーション			
			介護予防居宅療養管理指導			
			介護予防通所リハビリテーション			
			介護予防短期入所療養介護			
			介護予防特定施設入居者生活介護(注)	保健		(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
			介護予防福祉用具貸与	保健		
			特定介護予防福祉用具販売			
		介護予防支援事業			保健	
		地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
		地域支援事業(注)	介護予防事業		保健	※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ(委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。) また、委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支援事業)) ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
			包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業		
				総合相談支援事業		
権利擁護事業						
包括的・継続的マネジメント事業						
任意事業						
保健福祉事業(注)			保健	※8、※9 と同じ扱い		
施設サービス	介護保健施設サービス		本来			
	介護療養施設サービス					

労働者派遣事業に関する医療法人の附帯業務の拡大 (医療法第42条第6号「保健衛生に関する業務」に追加)

【派遣方法】

- 特定労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第5号)
 - その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業
 - ※ 同法第2条第4号に規定する一般労働者派遣事業は実施不可

【業務内容】

- 医師等医療従事者の業務(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)第2条第1項各号)
 - ア 紹介予定派遣
 - イ 産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務
 - ウ 病院、診療所等以外の施設(社会福祉施設等)で行われるもの
- 医師の業務(同政令第2条第1項第1号)
 - エ 派遣労働者の就業場所がへき地にある場合
 - オ 派遣労働者の就業場所が医療対策協議会が定めた場所である場合
 - ※ オの場合、派遣元は介護老人保健施設のみを開設する医療法人は実施不可

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(三六八)
- 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(三六九)
- 社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七〇)
- 電気用品安全法施行令及び電気用品取締法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(三七一)
- 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令(三七二)
- 消費生活協同組合法施行令(三七三)
- 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令(三七四)
- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(三七五)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七六)

〔府 令〕

- 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(内閣府八六)

〔府令・省令〕

- 社債等登録法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・法務九)
- 社債等登録法施行規則及び信託会社が信託財産として所有する登録社債等の登録方法等に関する命令を廃止する命令(同一〇)
- 社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令(同一一)

〔省 令〕

- 国有財産法施行細則等の一部を改正する省令(財務六二)
- 商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令
- (財務・経済産業一)
- 消費生活協同組合法施行規則及び消費生活協同組合財務処理規則の一部を改正する省令(厚生労働一四七)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同一四八)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一四九)

〔告 示〕

- 内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(内閣府六六八)

〔内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(同六六九)〕

- 構造改革特別区域計画を認定した件(同六七〇～六七〇)
- 構造改革特別区域計画の変更を認定した件(同六九一～七〇三)
- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件(同七〇四)
- 地域再生計画を認定した件(同七〇五～七二二)
- 地域再生計画の変更を認定した件(同七二四～七三三)
- 銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件等の一部を改正する件(金融庁一七)
- 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第二条第三十一号の規定に基づき住宅金融会社を指定する件を廃止する件(同一一八)
- 労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件の一部を改正する件(金融庁・厚生労働一四)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の二の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件(金融庁・農林水産二九)
- 漁業協同組合等の信用事業に関する命令第十二条の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件(同三〇)

○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件(同三一)

- 保安林の指定をする件(農林水産一五九二～一六一三)
- 保安林の指定を解除する件(同一六四～一六三三)
- 保安林の指定施設要件を変更する件(同一六三四～一六三九)
- 保安施設地区の指定をする件(同一六四〇)
- 道路に関する件(東北地方整備局一五四)
- 都市計画に関する件(中部地方整備局一〇〇)
- 道路に関する件(同一一一、一一二)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(四国地方整備局九二)
- 道路に関する件(九州地方整備局一七二、一七三)
- 都市計画に関する件(同一七四)
- 道路に関する件(北海道開発局九七)

〔官庁報告〕

官庁事項

九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について(近畿地方整備局)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百七十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項前段及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。
第二十二條第一項第三号中「に掲げる物及び」を「及び31の2に掲げる物並びに」に改め、「で同号5」の下に「又は31の2」を加える。

別表第三第二号31の次に次のように加える。
31の2 ホルムアルデヒド

別表第三第三号8を削り、同号9を同号8とし、同号10中「から9まで」を「から8まで」に改め、同号10を同号9とする。

附則

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年三月一日から施行する。

（作業環境測定に関する経過措置）
第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第二十一条第七号に掲げる作業場（改正前の労働安全衛生法施行令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十一年二月二十八日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百七十六号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四条第一項第三号及び第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「にある」を「にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である」に改める。

附則

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

府 令

○内閣府令第八十六号

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成十九年十二月十四日
内閣総理大臣 福田 康夫

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式第一部第1の5の表中「・株主名簿」を削り、同様式記載上の注意①dを次のように改める。

d 「株主名簿」の書には、株主名簿（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替簿をいう。以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替簿の名称及び住所を記載すること。

第二号の二様式第一部第1の5の表中「・債権名簿」を削る。

第二号の三様式第一部第1の5の表中「・債権名簿」を削る。

第二号の五様式第一部第1の5の表中「・債権名簿」を削り、同様式記載上の注意①dを次のように改める。

d 「振替簿」の書には、振替簿（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替簿をいう。以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替簿の名称及び住所を記載すること。

第二号の六様式第一部第1の5の表中「・債権名簿」を削る。

第七号様式第一部第1の3の表中「・債権名簿」を削り、同様式記載上の注意①fを次のように改める。

f 「振替簿」の書には、振替簿（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替簿をいう。以下このfにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替簿の名称及び住所を記載すること。

第七号の二様式第一部第1の3の表中「・債権名簿」を削る。

第七号の三様式第一部第1の3の表中「・債権名簿」を削る。
第七号の四様式第一部第1の3の表中「・債権名簿」を削る。
第十二号様式第一部第1の5の表中「・債権名簿」を削る。
第十五号様式第一部第1の3の表中「・債権名簿」を削る。

(消費生活協同組合財務処理規則の一部改正)

第二条 消費生活協同組合財務処理規則(昭和二十九年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「法第五十一条第四項」を「法第五十一条の二第四項」に改める。

第二十六条第二号中「法第五十一条第一項」を「法第五十一条の二第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年十二月十九日(以下「施行日」という。)から施行する。

(第一条の規定による消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成十九年法律第四十七号)第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十三条の貸付事業(以下単に「貸付事業」という。)を行う組合については、改正後の消費生活協同組合法施行規則(以下「新協同組合法施行規則」という。)第二条の二の二第一項第十二号から第十七号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までの規定は、施行日から起算して六月を経過する日(以下「期間経過日」という。)以後に締結する貸付に係る契約について適用し、期間経過日前に締結した貸付に係る契約については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に貸付事業を行う組合については、新協同組合法施行規則第二条の二の二第一項第十九号から第二十二号まで、第三十号、第五十号及び第五十一号の規定は、期間経過日以後に締結する貸付の契約について適用し、期間経過日前に締結した貸付の契約については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四百十八号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の十二第一項及び第三十条の十三の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月十四日

厚生労働大臣 外添 要一

医療法施行規則の一部を改正する省令
第三十条の三十三の二の見出し中「協力する者」の下に「等」に加え、同条に次の二項を加える。

2 都道府県は、法第三十条の十二第一項の規定により、当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要な施策として、医師派遣(一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師(以下この項及び次項において「他の医師」という。)を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。)に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

3 前項に規定する一の病院又は診療所において他の医師を診療に従事させるに当たっては、法第三十条の十二第二項に規定する協議を経るものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四百十九号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)第二条第一項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月十四日

厚生労働大臣 外添 要一

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条の見出し中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項」に、「病院又は診療所」を「場所等」とし、同条に第一項として次の一項を加える。

一 都道府県が医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の十二第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められた病院等(同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。)であつて厚生労働大臣が定めるもの

二 前号に掲げる病院等に係る患者の居宅
様式第十四号を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。)第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

